



閉じる



ダウンロード



印刷



文字拡大



文字縮小

芦屋市 令和 3年 9月 定例会（第3回） 10月08日－06号

P.308 10番（大原裕貴君）

◆10番（大原裕貴君）＝登壇＝日本維新の会を代表し、議員提出議案第25号、大塚のぶお議員に対する問責決議について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の問責決議案に賛成する理由は、本件が個人情報の取扱いに関する内容だったからです。

組織、個人にかかわらず機微な個人情報を得ることができる者が個人情報を漏えいさせた場合、それが過失によるものだったとしても社会的信用を失うなど、極めて大きな制裁を受ける問題です。

議員は職務上、極めて機微な個人情報、いわゆるセンシティブ情報に触れる機会も少なくありません。市民からそうした内容について相談を受けることもあります。ただ、そうした相談は我々議員が高い倫理観を持ち、社会的信用がある立場であるからこそ成り立っています。

地方公務員のうち一般職については、地方公務員法にて守秘義務が課せられています。本市職員についても同様で、仮に職務上、知り得た個人情報を漏えいさせた場合、芦屋市職員の懲戒処分等の指針についてによると、免職または停職という重い懲戒処分の対象となります。

特別職たる議員は、地方公務員法の適用を受けないため、一般職と同様の厳罰を科せられるということはありませんが、一般職と同様に機微な個人情報を取得する機会がある立場です。一般職と同様に個人情報については慎重に取り扱う必要があることは言うまでもありません。

ただ、議会の中で人に対して何らかのペナルティを課す際には、疑わしきは罰せずの原則が適用されるべきであろうと考えています。なので議案提出者が憶測だけで問題提起をしていたのであれば、当議案には反対の立場を取っています。

今回の質疑のやり取りでは、全ての疑義が解決したわけではありませんが、質疑の中で分かり得る事実について確認をいたしました。議会としての調査をもって得た事実ではないため、直ちに全てを事実であると認定することはできないものの、議案提出者が議員としての責任をもって本会議で発言した内容については重く受け止めています。少なくとも決議文で示唆されている部分については、一定の裏取りがされているものだろうと受け止めております。

今回の問責決議で疑義として上げられている件は、個人情報の取扱いとして不適当な扱いを故意に行ったのではないかとというものです。こうした行為は市民の信用を著しく毀損する行為であり、議員に求められている高い倫理観からは逸脱しているものです。

それほど大きな問題であるがゆえに、仮に議案提出議員からの指摘が全くの虚偽であるならば、極めて深刻な名誉毀損にも当たります。こうして公で取り上げられている時点で大きな痛手を負うものです。指摘されている内容が事実無根であるならば、信用を失わないためにも事実無根である旨をしっかりと弁明してしかなるべきだと思います。

議案提出に至った経緯については、質疑の中で明らかになりました。本件は、もともと非公開で行われていたやり取りでしたが、疑義を向けられていた議員からの積極的な回答が得られなかったということで公にやり取りする事態に発展しています。

公でのやり取りに発展するまでに積極的な御回答がなかったという態度は、議案提出議員からの指摘が事実無根で荒唐無稽な指摘ではなく、当たらずも遠からずという指摘なのではないかと市民から疑いの目が向けられるおそれもあります。

質疑の中では、大塚議員の功績云々というやり取りがありました。確かにそれはあるかもしれませんが、ただ、ブレイクスルーのためならば何をやってもいいというのは違うと思います。大塚議員の行為が何に違反をするのか、法制上の明確なルールはないかもしれませんが、ですが個人情報に抵触するおそれがあると議長に発言を止められた後、それに関する内容を記者会見で発表することは、課題解決のアプローチとしてあるべき姿ではないと思います。こうしたモラルの部分こそが倫理という極めて抽象的な内容に含まれていると考えます。

こうしたことを踏まえると、芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例や、議会基本条例で定められている目指すべき姿からはかけ離れていると指摘せざるを得ず、その部分について反省を求めている決議案には、一定の妥当性が認められると考えます。よって、決議案には賛成をするものです。

繰り返しにもなりますが、質疑の中で明らかになったように、本件全ての疑義が晴れたわけではありません。個人のプライバシー権にも関わる案件でもあります。

また、議員は職務上、市民の機微な個人情報に触れる機会も少なくありません。個人情報の不当な取扱いが行われた可能性について疑義が残っている状況は、芦屋市議会としての信用を毀損してしまいかねない大きな問題であると認識しています。

議案の賛否がどのような結果になったとしても、それで終わりという問題ではありません。疑義を疑義のままで終えることなく、芦屋市議会の責任を持って事実の調査に当たる必要がある。また、その結果を市民に公開し、芦屋市議会として個人情報の取扱いを徹底することで、市民からの信用回復に努める必要があるということを会派として議会に対し強く要望し、賛成の討論といたします。